

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

林政課

【告示】

（県例規集登載）

○ 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

デジタル推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

用度課

○ 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

〃

【公告】

○ 土地改良事業換地計画の縦覧（市町村）
○ 基本測量の実施
○ 道路の位置の指定

耕地課
監理課
建築指導課

目次

担当課（室）

○ 〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

〃 〃 〃 〃

選挙管理委員会

◎岡山県規則第三号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三林政課の部22の項1中「合板・製材・集成材生産性向上・品田転換促進対策事業」の次に「、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三十号

令和四年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

(9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和四年二月一日から同月十八日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課

5 提出方法

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

- (1) 持参の場合
 - (2) 郵送等の場合
 - 書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。
- 五 申請書の交付期間等
 - 1 交付期間
 - 2 この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）
 - 3 交付場所
 - 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課
 - 3 交付方法
 - (1) 直接交付を受ける場合
 - 1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、
 - 2の交付場所において交付する。
 - (2) 郵送により交付を受ける場合
 - 1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイ
 - ズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。
- 六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 有効期間
 - 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和四年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。
 - 2 有効期間の更新手続
 - 有効期間の更新手続については、令和六年一月中に行う予定の令和六年度の申請手続等に係る告示によること。
- 七 その他
 - 1 競争入札の公示
 - 県公報により公示する。
 - 2 問い合わせ先
 - 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課（電話 ○八六一二二六―七二六四）

◎岡山県告示第三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

のぞみキッズクリニック

所在地

倉敷市玉島一七〇一―

指定年月日

令和四年一月一日

◎岡山県告示第三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関 名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局備前病院前店	医療機関の名称	片上薬局	さくら薬局備前病院前店	令和四年一月一日

◎岡山県告示第三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

もりや小児科医院

倉敷市玉島一七〇一一

令和三年十二月三十一日

◎岡山県告示第三十四号

令和四年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における流動比率
- (4) 申請時における従業員数
- (5) 申請時までの営業年数
- (6) 男女共同参画の推進状況
- (7) 障害者雇用の状況
- (8) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
制限なし	六十点以上	A級
五百万円未満	四十点以上六十点未満	B級
二百万円未満	四十点未満	C級

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事

が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和四年二月一日から同月十八日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和四年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和六年一月中に行う予定の令和六年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一二二六一七五三八）

◎岡山県告示第三十五号

令和四年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高圧ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における売上高(消費税額及び地方消費税の額を除く。)
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における機械設備等の価額
- (4) 直前決算における流動比率
- (5) 申請時における従業員数
- (6) 申請時までの営業年数
- (7) 男女共同参画の推進状況
- (8) 障害者雇用の状況
- (9) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に關し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

(11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(12) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和四年二月一日から同月十八日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和四年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和六年一月中に行う予定の令和六年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六一七五三八）

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

〔二九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備中県民局長に申し出ることができる。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

倉敷市長

二 地区名

柳井原地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

令和四年一月二十八日から同年二月十八日まで

五 縦覧の場所

岡山県備中県民局農林水産事業部

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

〔三〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（時空間変位確定測量）	測量の種類
令和四年一月一日から同年三月三十一日まで	測量期間

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

〔三一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メートル)	道 路 の 延 長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇二二号 令和四年一月十九 日	真庭市鍋屋字根庭一九七番六	五・〇〇	二六・二二

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

〔三二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇二三号 令和四年一月十九 日	真庭市福田字中清水二八六番四、 字向田二八七番一、二八七番一地 先道の一部	六・〇〇	五九・二七

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

〔三三〕 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号 岡山県指令備前局 建第八〇八号 令和四年一月二十 日	道 路 の 位 置 備前市香登本字琴屋敷一〇五四番 三、字西土井一〇五五番四、字西 土井一〇五五番四地先里道	道路の幅員 （メートル） 六・〇〇	道路の延長 （メートル） 四七・九〇
--	---	-------------------------	--------------------------

〔三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高梁市有漢町有漢字天代川端三四一一、三六一一、三六一二、三六一三、三七一
一、三七一二、三七一三、三八一一、三八一二、三九一一、三九一二、四〇一一、
四〇一二、字十万四二一一、四二一二、四二一四、四六、字上辻四三一一、字中辻
四五一一、四五一二、四五一七、字仏空面四七、字原ノ脇四八一二、四八一三、四
九、四九一二、五〇一二、五〇一四、五八一一、五八一四、五八一六、五八一七、
五八一一〇、五八一一一、五八一二二、五八一一三、五八一一四、五八一一五、字
フケ五九一三、五九一八、五九一一三、五九一一四、字七斗代六〇一三、六〇一九、
六〇一一五、六〇一一六、字原ノ脇四八一三地先水路、五八一一一地先道路、字天
代川端四〇一二地先道路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

高梁市松原通二〇四三

高梁市長 近藤 隆則

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月十日岡山県指令建指第二〇八号

令和4年1月28日 岡山県公報 第12365号

〔三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字段子五二八―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市河本九二六―一マリアージュⅡB棟二〇二号室

山本 優

赤磐市山陽一丁目九―二―一〇三号

山本 康代

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月二十一日岡山県指令建指第三五三号

〔三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高梁市有漢町有漢字天代川端三四一一、三六一一、三六一二、三六一三、三七一
一、三七一二、三七一三、三八一一、三八一二、三九一一、三九一二、四〇一一、
四〇一二、字十万四二一一、四二一二、四二一四、四六、字上辻四三一一、字中辻
四五一一、四五一二、四五一七、字仏空面四七、字原ノ脇四八一二、四八一三、四
九、四九一二、五〇一二、五〇一四、五八一一、五八一四、五八一六、五八一七、
五八一一〇、五八一一一、五八一二二、五八一一三、五八一一四、五八一一五、字
フケ五九一三、五九一八、五九一一三、五九一一四、字七斗代六〇一三、六〇一九、
六〇一一五、六〇一一六、字原ノ脇四八一三地先水路、五八一一一地先道路、字天
代川端四〇一二地先道路

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において
閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

高梁市松原通二〇四三

高梁市長 近藤 隆則

五 許可年月日及び許可番号

令和三年九月十日岡山県指令建指第二〇八号

◎岡山県選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和四年一月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ALLWEATHER	丸山悦二	西山泰治	笠岡市相生七五一―二	令和三・一二・三
草加忠弘後援会	草加忠弘	草加ゆう子	備前市東片上二六八―一	〃 一二・一五
竹本かん後援会	竹本幸久	竹本沙織	浅口市寄島町一一六一〇	〃 一二・三

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和四年一月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林 裕一

一 政党の支部	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県衆議院支部	平沼 正二郎	代表者の氏名	平沼 正二郎	平沼 正二郎	平沼 正二郎	令和三・一二・一四
自由民主党岡山県第二選挙区支部	山下 貴司	主たる事務所の所在地	岡山市中区平井六―三―一三	岡山市中区平井六―三―一三	岡山市中区浜三六八―三	一二・二七
自由民主党岡山県第三選挙区支部	阿部 俊子	主たる事務所の所在地	山 谷 富美枝	山 谷 富美枝	山 本 敏 明	一二・二六
自由民主党岡山県タクシ―支部	梶川 政文	主たる事務所の所在地	神 宝 博	神 宝 博	石 井 繁 次	六・二八
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡山県医薬品登録販売者政治連盟	竹原 裕雅	主たる事務所の所在地	瀬戸内市長船町土師一―二―一五	瀬戸内市長船町土師一―二―一五	岡山市北区表町一―三―一五〇	令和三・四・一
佐藤浩後援会	岡 部 政道	代表者の氏名	岡 部 政道	岡 部 政道	千 歳 重 雄	一二・一四
柴田よしろう後援会	柴 田 義 朗	代表者の氏名	山 田 政 道	山 田 政 道	佐 藤 浩 浩	一二・一三
鈴木かずふみ後援会	鈴 木 一 史	代表者の氏名	鈴 木 一 茂	鈴 木 一 茂	井 上 信 也	一二・二〇
谷口圭三後援会	米 井 瑞 臣	代表者の氏名	米 井 瑞 臣	米 井 瑞 臣	山 本 智 英	一二・二一
玉野、再始動の会	山 田 泰 臣	代表者の氏名	山 田 泰 臣	山 田 泰 臣	立 花 茂 樹	一二・二三
津山の未来を創る会	米 井 瑞 臣	代表者の氏名	米 井 瑞 臣	米 井 瑞 臣	山 本 智 英	一二・三一
T K C橋本岳政経研究会	内 海 隆 行	主たる事務所の所在地	倉敷市沖新町七九―七	倉敷市沖新町七九―七	倉敷市児島下の町一―一―四五	四・一
原田謙介政治参画研究会	原 田 謙 介	主たる事務所の所在地	内 海 隆 行	内 海 隆 行	馬 越 晃 一	一二・二〇
平沼正二郎後援会	平 沼 正 二 郎	代表者の氏名	岡山市北区京町一三―五高田ビル一F	岡山市北区京町一三―五高田ビル一F	岡山市南区西市三〇―一―一	一二・二三
福吉とものり後援会	福 吉 智 徳	代表者の氏名	福 井 慎 二	福 井 慎 二	平 沼 廣 子	一二・二三
山下たかし後援会	中 島 基 善	主たる事務所の所在地	福 吉 いづみ	福 吉 いづみ	高 橋 幸 男	一二・二七

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和四年一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

佐藤浩後援会

杉本美智子後援会

代表者の氏名

岡部政道

杉本美智子

解散年月日

令和三・一二・一四

〃 一二・二〇

◎岡山県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和四年一月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

草加忠弘

備前市議会議員

草加忠弘後援会

備前市東片上二六八一

令和三・一二・一五

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和四年一月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届

資金管理団体の名称 異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

原田謙介 原田謙介政治参画研究会 主たる事務所の所在地 岡山市北区京町一三―五高田ビル一F 岡山市南区西市三〇―一―

会

令和三・一二・二〇